

豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会
2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 ① 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する事項について
② 同条例廃止案に関連する与根西部土地区画整理事業への影響について
4. 委員定数 本特別委員会の委員は10人とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。